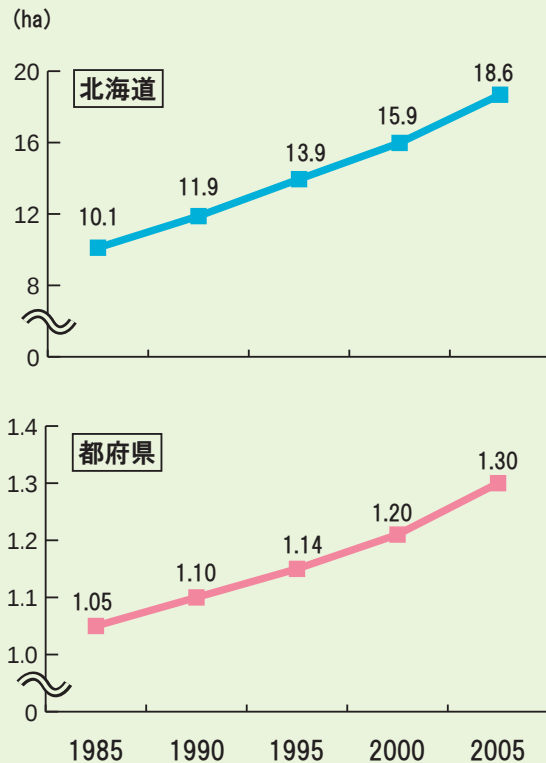


1 戸あたりの経営耕地面積

1 戸あたりの経営耕地面積の推移



販売農家 1 戸あたりの経営耕地面積は、1985 年から 2005 年までの 20 年間で、都府県では 1.2 倍の 1.30ha、北海道では 1.8 倍の 18.6ha に増加しています。

販売農家は減少していますが、1 戸あたりの経営耕地面積は増加しています。

注意 経営耕地のない農家を含んだ平均面積です。

農林業センサス調査結果についてもっと知りたい方は、農林水産省のホームページに調査結果が掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/index.html>

また、都道府県庁、都道府県立図書館等で報告書を閲覧できます。

2010 年世界農林業センサス 農林業経営体調査 ご協力をお願い

農林水産省では平成 22 年 2 月 1 日現在で

2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査を実施します。

農林業センサスとは

- 我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に 5 年ごとに実施している「農林業に関する国勢調査」ともいべき大切な調査です。
- 農林業センサスには、①農林業の経営主に経営の現状をお聞きする「農林業経営体調査」、②市区町村と農業集落の代表者など地域の実情に精通している方に農山村地域の現状をお聞きする「農山村地域調査」があります。

農林業経営体調査の対象

- 全国の農林業経営体を対象として行います。
- 農林業経営体とは、①農産物の生産を行っていたり、委託を受けて農林業作業を行っている、②生産又は作業にかかる面積・頭数が一定規模以上の農林業作業を行っている個人、組織、法人などをいいます。
- このため皆様には、調査票を配付する前に農林業経営体の条件を満たしているかを確認するために、経営耕地面積や保有山林面積などについておたずねします。



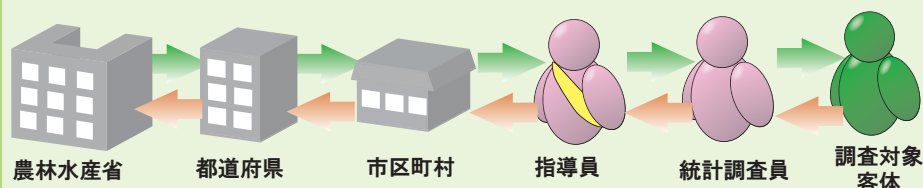
皆様のご協力をお願いします。

農林業経営体調査の概要

調査の方法

統計調査員が 2010 年世界農林業センサスの実施のために、お宅を訪問して調査を行います。

統計調査員は都道府県知事が任命し、都道府県知事が発行する「統計調査員証」を携帯しています。



この調査は、農林産物の生産を行っていたり、農林業作業を受託している方で、その生産又は作業に係る面積・頭数などが一定規模以上の方を対象として実施します。

このため、統計調査員が調査票を配付する前に調査の対象としての条件を満たしているかお伺いしますので、ご協力をお願いします。

また、調査の対象となった場合は、調査票を配付しますので調査へのご協力をお願いします。

主な調査事項

- ・世帯員の構成と就業状況
- ・農地・山林の所有と利用状況
- ・農林産物の生産・販売の状況 など



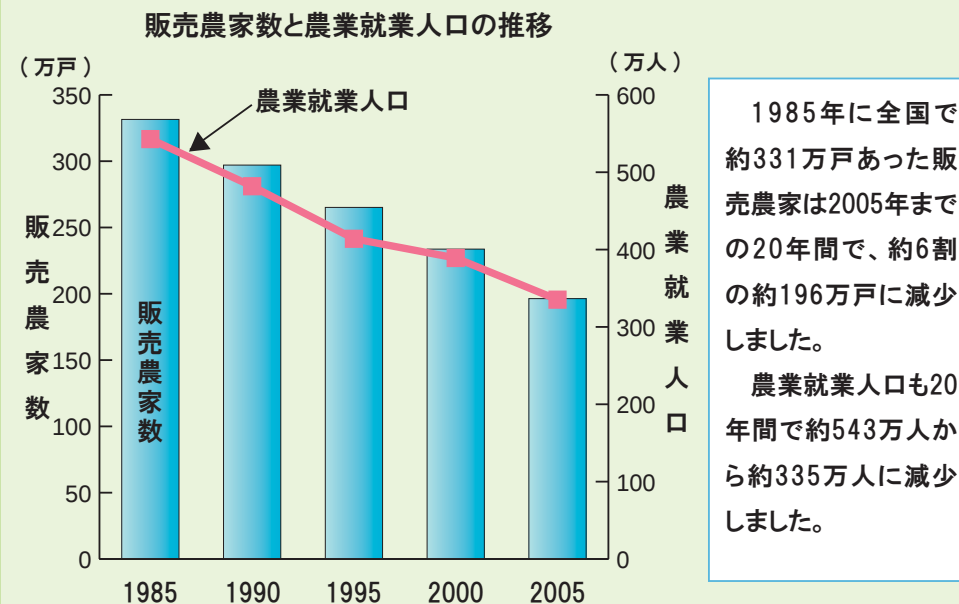
調査結果は次のようなところで利用されています

- 国における利用
農林行政の企画・立案はもとより、中・長期的な国土利用計画や経済計画の策定、地方交付税の算出のための基礎資料として利用されます。
- 地域における利用
都道府県や市町村においては、国の事業や独自の農林業施策を地域の実情に応じてきめ細かく推進するために利用されます。

農林業センサスのこれまでの結果をご紹介します

ここでは、農林業センサス結果の一例をご紹介します。

販売農家数



*販売農家：経営耕地面積が30a以上又は1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

*農業就業人口：15歳以上の農家世帯員のうち、1年間に農業のみに従事した人又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い人をいいます。



秘密は厳守します

- この調査は、「統計法」をはじめとする法律等に基づいて行います。
- 統計調査員をはじめとする調査関係者が調査内容を漏らしたり、調査票を統計上の目的以外に使用することは「統計法」で強く禁じられています。